

自治会・町内会の皆様へ

地域の火災への備えは大丈夫ですか？

地域を火災から守るため 初期消火器具を設置しましょう！



地域に初期消火器具を設置すると大規模火災発生時に早期に初期消火を実施することができるため、火災の延焼拡大の防止に役立ちます。

地域に初期消火器具を**設置していると...**



地域に初期消火器具を設置していたおかげで、地域の皆様の協力で初期消火に成功！火災の延焼拡大を防ぐことができます！

地域に初期消火器具を**設置していないと...**



地域に初期消火器具がなかったため、早期に初期消火を行うことができず、火災を延焼拡大防止することが難しくなってしまう.....

消防局では、自治会町内会が初期消火器具等を設置する費用を補助する事業を行っています。令和7年度の受付期間は4月から9月までです。

(詳細は裏面をご覧ください！)

横浜市では、東日本大震災の教訓等を踏まえ、地震火災による被害の軽減に重点的に取り組んでいます。その取り組みのひとつとして、地震による大規模火災発生時に、地域の皆さまによる初期消火活動が有効に行える「初期消火器具等」の設置普及であります。

初期消火器具とは？

初期消火器具は、消防車が進入できない道路狭隘地域等で、消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式のものや、台車があるものは機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。

放水訓練の様子



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)



台車を箱に
収納するタイプ



台車が箱型の
タイプ

収納箱の例

初期消火器具等整備費補助事業について

1 申請要件

下記の3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請について

- (1) 申請受付期間: 令和7年4月1日(火) ~ 令和7年9月30日(火)
- (2) 申請方法: 申請用紙に必要事項を記入の上、港南消防署にご提出をお願いします。

3 補助率について

- (1) 初期消火器具等の新規設置及び器具全ての*1更新設置の場合
整備に関する経費(税込価格)の2/3に相当する金額(1件あたり上限20万円までとします。)
- (2) 初期消火器具等の*2一部更新設置の場合
整備に関する経費(税込価格)の2/3に相当する金額(1件あたり上限7万円までとします。)
- (3) 横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合

初期消火器具の整備に要する経費(税込金額)の9/10に相当する額(上限27万円/1件)

*1更新設置は、自治会町内会が所有している初期消火器具等が経年劣化等で使用が困難になった場合、撤去後、新たに初期消火器具等を設置することをいいます。

*2一部更新設置は、消防用ホース等の更新など器材の一部を更新することをいいます。

スタンドパイプ、台車、また、新型消火栓蓋開閉キー更新も含まれます。

4 お願い

大地震発生時に火災被害が集中すると想定される地域においては特に初期消火力の強化につながる取組みを推進する必要があります。該当する地域の自治会町内会は積極的に初期消火器具等の設置・更新をしていただきますようお願いします。(地震防災戦略における地震火災対策方針に示される「対象地域」)

- 5 お問合せ先 ※申請要件や書類等のお問合せは、港南消防署(045-844-0119)へご連絡ください。

